

福祉・人権概念の転回と歴史認識の転換

Conversion in the Concept of Welfare and Human Rights, and Transformation in Recognition of History

主任研究員名: 齊藤 日出治

分担研究員名: 窪 誠、水嶋 一憲、木村 敦、新矢 麻紀子

2011 年度は本プロジェクト共同研究の 2 期目 3 年間の共同研究計画のうち、その初年度に当たる年として、それに先立つ 1 期目 3 年間の共同研究の成果を踏まえて、各自の個別テーマをさらに深化させながら、共通の認識を構築していくという努力がかなり実ったものと考えている。

まず、個別テーマの研究成果を概観すると、

齊藤研究員は、日本占領下の海南島における強制労働、村民虐殺、性暴力、資源略奪などの人権侵害の実態について調査すると同時に、植民地主義のこの歴史記憶が戦後日本社会でそのようなかたちで組織されているかを究明し、その歴史記憶の組織化のあり方が戦後日本社会のありかたとどのように関わっているかを検討した。

窪研究員は、市民社会におけるマイノリティの人権が民族文化、民族教育、言語、福祉などさまざまな領域で侵害されている実態について検討し、東日本大震災では、被災者たちがそのようなマイノリティの扱いを受けている実態を究明する研究に取り組んだ。

水嶋研究員は、グローバリゼーションの進展とともに中心と周辺との分極化が進み、周辺部の植民地化が進行するとして、グローバル化時代の植民地主義をテーマにした研究に取り組む。そのなかで植民地化した周辺部における福祉・人権のありかたが検討される。

木村研究員は、精神障害者の社会福祉政策の変遷に焦点を当て、障害者の「社会復帰」促進政策についての批判的な検討を行った。さらに、社会政策・社会福祉・社会保障の相互関連についての基礎理論の構築にも取り組み、社会福祉の学説史研究を整理して、その成果を単著にして刊行した。

新矢研究員は、日本における外国人労働者の増加に伴いニューカマーの外国人の識字教育に焦点を当てた研究に取り組んだ。ニューカマーの識字教育の実態を調査し、その問題点を究明し、どのような改善策が必要かについて検討を進めた。

以上の個別分担研究課題の取り組みに加えて、本年度は、経済学部市民講座で、2011 年 3 月 11 日に日本が経験した巨大な規模の災害をどう受け止め、日本社会をどのように再建したらよいかという問題設定から、「東日本大震災と社会の再建」というテーマで、本プロジェクト共同研究のメンバーが 4 回の報告を担当した。

- 11月19日(土) 木村敦「大震災とこれからの社会福祉」
11月26日(土) 窪誠「震災後の社会再建と人権の課題」
12月3日(土) 斉藤日出治「過去との遭遇—フクシマが出会ったヒロシマ・ナガサキ」
12月10日(土) 水嶋一憲 「3・11後のコモン」

木村研究員は、関東大震災を契機とした福祉への取り組みを紹介しながら、今回の大震災における福祉の課題を提起した。

窪研究員は、人権を軽視する日本社会の問題点が大震災においてどのようなかたちであらわれたのかを明らかにした。

斉藤研究員は、日本の原子力発電が原爆の体験を「原子力平和利用」という形で転移させ、被爆の歴史を忘却することによって戦後日本社会に潜在的な核兵器を再生産することになった経緯を明らかにした。

水嶋研究員は、原発事故後の反原発の民衆運動にはまれる新たな協働性(グローバル・コモン)の可能性を、米国、中東、中国などにおける民衆の民主化闘争と連動するものと位置付け、水嶋研究員が日ごろ提起しているグローバル・コモンの具体的な発現形態として反原発の民衆運動を位置付ける。

日本社会が経験した深刻な災害に対して、人権、福祉、歴史認識の視点から日本社会の問題をあぶり出すと同時に、災害を契機にして日本社会が抱えるこれらの問題をどのような形で克服すべきかの方向付けをあたえた、という意味において、この市民講座は本プロジェクト共同研究の長期にわたる成果が総括的に結実したものであった、とすることができる。参加した市民のかたがたからの反響も大きかった。

2011年度に開催された共同研究会は、以下のとおりである。

2011年

- 6月2日(木) シンポジウム「民族と開発」本学
友永雄吾(大阪産業大学非常勤講師)「オーストラリア先住民運動のいま」
玉山ともよ(総合研究大学院大学博士課程)「低線量被ばくと環境正義運動」
金香海(延辺大学教授)「中国延辺朝鮮族自治州と経済開発」
8月28日(日)「海南島における日本の侵略犯罪のいま」梅田サテライト
イ・ガンヒ(アジア太平洋戦争遺族協議会)「夫は海南島に連れて行かれた」
ハン・ガンス(アジア太平洋戦争遺族協議会)「アボヂの跡を追い続けて」
杉浦ひとみ(海南島訴訟弁護団)「海南島戦時性暴力被害訴訟ののち」
10月18日(火)「東日本の複合震災と社会の再建」市民講座の事前準備討論会
報告者 木村敦、窪誠、斉藤日出治、水嶋一憲

- 10月21日(金)「安心して子供を産み・育てられる社会とは？」
谷口真由美(大阪国際大学)
社納陽子(フリーライター)
堀江有理(花園大学)
- 10月25日(火) 合評会「木村敦著『社会政策と「社会保障・社会福祉」』学文社、2011年」
報告 木村敦
コメンター 倉持史朗(天理大学)
- 11月14日(月)「「精神障害者」が「働いて、地域で暮らす」ということ」
野村恭代(関西福祉科学大学)
古谷真介(本学経済学部)
- 1月12日(木)「パレスチナの人権と生活を考える」
植本久司(オリーブの会)
鴻池博(オリーブの会)
- 2月26日(日)「占領時の海南島における朝鮮人」
細見昇(元海南師範学校教員)「海南島で日本語教師をしていたときのこと」
佐藤正人「海南島における非軍人日本人の侵略犯罪」
斉藤日出治「日本人「研究者」の植民地意識」

日本の植民地主義とアジアの歴史認識

齊藤 日出治(経済学部)

1 海南島に関して取り組んだテーマ

- 1) 「朝鮮報国隊」の朝鮮人遺族のイ・ガンヒさんをソウルから招いて証言集会を開いた。無実の罪をかぶって服役した夫が海南島にいつの間にか連行され、小さな骨だけがカンに入って戻ってきた、戦後子供を抱えて生活を支え苦勞したという証言を重く受け止めた。
- 2) 海南島の戦時性暴力の被害者訴訟を担当した杉浦ひとみ弁護士を招いて、裁判の経過と最高裁での敗訴のあと被害者女性とどのように向き合ったらよいかについて話し合った。提訴した8名の女性は、被害者のごく一部であり、多くの被害女性が被害経験を語ることもできず、周囲の目を避けていまだにひっそりと海南島で暮らしていると言うことが判明した。
- 3) 当時の海南島に日本語教師として派遣された経験のある日本人を招いて、当時の海南島での体験について語っていただいた。日本の統治を安定させるための宣撫班として海南師範学校の日本語教師が海南島の各地で日本語学校を設立し、地域の子供たちに日本語教育をおこなった実態が明らかになった。
- 4) 海南島とパレスチナでいずれも土地・資源・生活を奪われた民衆の闘いという共通の課題を抱えるという視点からパレスチナ支援の運動に取り組んでいる活動家を招いて支援活動の報告を聴いた。

2 戦後日本社会と歴史認識

福島原子力発電事故を日本の植民地支配および原爆の被害の記憶との関係において歴史認識の視点から考える研究に取り組んだ。原子力発電の事故は日本のアジアに対する植民地支配や原子力爆弾の被爆体験を「原子力平和利用」という神話に読み替えて、戦後社会に植民地主義と原爆を再生産したことを浮き彫りにしたと言える。齊藤の研究は、原発事故は、そのような戦後社会のあり方がもたらした帰結であることを明らかにした。この研究成果は市民講座の報告、各種の論文、評論で報告された。

3 アジアの社会形成の展望について

海南島、紀州鉾山における日本のアジアに対する植民地支配や侵略犯罪を忘却することによって成立する戦後日本社会のありかたを問い直すことによって、そこにアジアの社会形成の展望が開かれる。国家という空間に制約された狭隘な歴史の枠組みに代わって、トランスナショナルなアジア・レベルにおける歴史の認識を基盤にしてアジアの地域統合を構想するソーシャル・アジアの道について究明した。その成果は、竹内常善教授との共編著『ソーシャル・アジアへの道』として結実した。

《研究成果》

《著書》

『モダニティと空間の物語』吉原直樹と共編(「空間論の新しい方法基準」)、2011年5月
『ソーシャル・アジアへの道』竹内常善と共編(「アジアにおける地域統合のポスト・ナショナルな地平」)、ナカニシヤ出版、2012年3月

《論文》

「3・11で問われる日本人の歴史認識—市民社会と植民地主義」『危機における共同性』近畿大学日本文化研究所編、風媒社

《論説》

「福島、広島、そして紀州鉾山、海南島」『会報』第56号、2011年10月25日
「3・11が呼び起こす植民地主義の過去」『ハクネット』
「「植民地主義」の負の遺産を直視せよ」『プランB』No36. 2011年12月
「過去との遭遇—なぜ三度目の原爆は日本に落ちたのか」『プランB』2012年3月

《講演・報告》

「過去との遭遇—フクシマが出会ったヒロシマ・ナガサキ」
2011年度経済学部市民講座、2011年12月3日
「過去と出会う—海南島」ロータリークラブ卓話 2011年12月8日
「市民社会と歴史の集合的記憶」大阪哲学学校 2012年2月11日

《書評》

書評「村岡到編『ベーシックインカムの可能性』ロゴス社」『図書新聞』2011年8月13日号
書評「村岡到編『ベーシックインカムの可能性』ロゴス社」『大阪産業大学経済論集』第12巻
第3号 2011年6月
書評「黒澤惟昭『生涯学習論の磁場』」『季報唯物論研究』118号、2012年2月
書評「ユルゲン・コッカ『市民社会と独裁制』岩波書店」『プランB』日本針路研究所、第37号、
2012年3月
書評「市民社会と歴史の集合的記憶」ユルゲン・コッカ『市民社会と独裁制』岩波書店」『大阪
産業大学経済論集』第13巻第1号、2012年2月

《翻訳》

Herrera R. Leçons du sud pour l'Europe en crise,
「危機下のヨーロッパにとっての南の教訓」『ピープルズ・プラン』2012年3月

災害と人権 ―知る権利を中心に―

窪 誠(経済学部)

2011年11月26日、平成23年度大阪産業大学後期市民講座において報告した内容の概略を以下に示す。

3・11 東日本大震災は、日本社会に多大な被害をもたらした。その社会再建にあたって、「公共性」とは何かが問われている。実際、内閣府は、2011年6月15日「新しい公共」による被災者支援活動等に関する制度等のあり方について」を公表し、「新しい公共」推進会議の設立を以下のように宣言した。

「会議の趣旨:官だけでなく、市民、NPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、身近な分野において、共助の精神で活動する「新しい公共」の推進について、「新しい公共」を支える多様な担い手が検討を行う場として、「新しい公共」推進会議を開催する。」
<http://www5.cao.go.jp/npc/suishin.html>

一方、自民党は、2011年7月20日、「日本再興」と題した報告書において、民主党の掲げる「公共」を以下のように批判している。

「民主党政権は無原則に公共投資の削減を続けるばかりだが、東日本大震災を受け、『コンクリートから人へ』の理念は既に破綻している」と強調。減災対策を最優先で進めるとともに、日本海国土軸の形成など多軸型国土構造の形成について具体的な検討を開始するとしています。」
http://www.jimin.jp/policy/policy_topics/112141.html

このように同じ公共性を論じていても、民主党は企業の活力に重点を置き、自民党は従来型の公共投資に重点を置いていることがわかる。一見、二つの異なる見解が対立しているように見えるが、両者に共通する問題は、公共を「お上」と捉え、国民を蚊帳の外にしていることである。日本の伝統的な支配原理、すなわち、「民を寄りしむべからず、知らしむべからず」の原理が働いているのである。実際、1993年環境基本法に、「人権」の語は見られない。そこで、国民がどうやって自分たちの生活を守るのか、つまり、人権の視点。さらに、どうやって自分たちの社会を築くのか、つまり、民主主義の視点が重要であることが認識される。その出発点は、まず、「知る権利」であると思われる。これなくしては、一切の議論を解することができないからである。よって、海外の知る権利に関する法制度を参照することが重要となる。

まず、外国における「知る権利」を見ると、スウェーデン1766年法は、政府情報へのアクセスを明記し、憲法の一部となっている。アメリカ1986年「スーパーファンド修正および再授權法」第3編「緊急対処計画と地域住民の知る権利権利法」(The Emergency Planning and Community Right-to-Know Act of 1986; EPCRA)により、「地域住民の知る権利法にもとづく有害化学物質放出目録」(TRI: Toxics Release Inventory)が作成されている。さらに、1990年US「汚染防止法」(Pollution Prevention Act of 1990)は、企業に対し、有害物質削減とリサイクルを義務付けるとともに、その報告書提出を義務づけている。以後、「知る権利法」(Right-to-know laws)は、25の州とカナダで立法化された。フランスでは、個人権としての環境権が、2004年環境憲章に明記されたが、これは、2005年憲法に取り入れられた。国際社会においても、1998年「環境に関する、情報へのアクセス、意思決定における公衆参画、司法へのアクセスに関する条約(オース条約)」など、政府の公共政策に関する国民の知る権利は、ますます、重視される傾向にある。

グローバル・コモンの共創のための探究

水嶋 一憲(経済学部)

本研究はこれまで、西川長夫『<新>植民地主義論——グローバル化時代の植民地主義を問う』(二〇〇六年)において呈示された<新>植民地主義の概念を、ネグリ&ハート『<帝国>』(二〇〇〇年)の植民地主義分析に寄せられた批判との関連で吟味しつつ、グローバルな現在における植民地主義のポストモダンの再編の解明に取り組んできた。

ネグリ&ハートは『<帝国>』で、現在形成されつつあるグローバル秩序を諸種の領域を横断しつつつきりと浮かび上がらせ、そのネットワーク状の権力構造を<帝国>と名づけた。また、そこでは、植民地主義の<帝国>的再編が問題になっていた、と指摘することができる。ネグリ&ハートが明示した<帝国>への移行は、新植民地主義(その管理運営の論理は、フォーディズム——工業製品等の物質的な財の生産に主軸を置く調整様式——にもとづく)から<新>植民地主義(その管理運営の論理は、ポストフォーディズム——知識・情報・サービス・コミュニケーション等の非物質的な財の生産に主軸を置く調整様式——にもとづく)への移行と重なり合うものであり、ゆえに<新>植民地主義は、かつての新植民地主義のポストフォーディズム的再編としても捉えうるのである。同じく、<新>植民地主義においては——グローバルな南の「伝統的知識」や「遺伝資源」等をめぐる「種子戦争」において顕著なように——、ポスト領土的植民地(「植民地なき植民地主義」)の開発・搾取、いいかえれば、ポスト領土的共有地のインテンシヴな囲い込みが押し進められることになる。

そのような新たなエンクロージャーは、その深度と強度を増しつつ、私たちの<生>の全体にまで及んでいる。わけでも、21世紀最初のディケイドを締めくくるかのように発生したグローバルな金融危機が示すように、<金融>と金融化のメカニズムは、世界の住民全体の「剥き出しの生」に容赦なく襲いかかり、人びとの生の隅々にまで浸透している、と言えるだろう。

このような視点から、ネグリ&ハートの<帝国>三部作の最終巻『コモンウェルス』の日本語版刊行に向けて、監訳作業に取り組んだ(2012年12月にNHK出版より刊行)。また同著者らによる新著『宣言』の翻訳作業も進めている。

今後も本研究は、グローバル資本主義の諸相をさらに多角的な視点から解析することを通じて、グローバル・コモンの共創のための探究を押し進めてゆく予定である。

社会福祉・精神障害者福祉と人権概念の転回

木村 敦(経済学部)

2010 年度に引き続き、2011 年度においても、社会福祉、なかでも精神障害者・精神病者に関する社会福祉政策の概念の展開についての研究を行った。

「精神障害」「精神保健」などといった概念の転回の実態を把握するためには、精神障害者に関する社会的施策の変遷をたどる必要がある。そこで 2011 年 4 月より、1970 年代にさかのぼり、精神障害者施策の転回を追うこととした。そのことによって明らかになったことは、1970 年代に展開した「生活臨床」「生活療法」をその中心的手段とする「社会復帰」促進施策は、現在の「退院促進・地域移行」促進施策と多くの共通点をもつという点であった。「生活臨床」「生活療法」は、精神障害者が働いて自活できるようにするための病院内での訓練であるが、それは現実の産業社会に病者の側を適合させようという目的を有していた。この「社会復帰」の推進には、「変革しようとする社会に精神障害者を適合させようとするもの」という強い批判があった。一方、現在の「退院促進・地域移行」施策も、「社会生活技能訓練(SST)」などの社会適応訓練をその方法とする。精神障害者の側にアプローチし彼ら彼女らの能力を高めることによって自立を実現しようというのが根本思想である。1970 年代と現在との違いは、「精神障害者を訓練すること」についての疑義が、臨床・研究のどちらからもほとんど呈されていない、という点である。分担者は「社会の変革を求めるのではなく『病める人々』を訓練すること」の是非について議論が必要であることを主張した。以上の研究成果は、論文「精神障害者『退院促進・地域移行』政策についての考察」としてまとめられ、『大阪産業大学経済論集』第 12 巻第 3 号に掲載された。

また、「精神障害者が働く」ということをテーマに、『精神障害者が働いて、地域で暮らす』ということと題するシンポジウムを、11 月 14 日に、野村恭代氏(関西福祉科学大学)と古谷眞介氏(大阪産業大学)を講師に招いて開催した。精神障害者の雇用が拡大したといわれるが、果たしてその雇用は、生計を維持するに足るものであるのか、ないとすれば何がその理由か、などについて、活発に議論が行われた。

もう一点は、基礎研究である。社会政策・社会保障・社会福祉の関係整理に関わる研究を、分担者は、精神障害者保健福祉に関わる研究の基礎に位置付けてきた。2010 年度までの当共同研究の成果としても、論文発表・学会口頭発表等を行うことができた。2011 年度においては、それらの成果を、単著『社会政策と「社会保障・社会福祉」一対象課題と制度体系一』としてまとめ、9 月に学文社(東京)より発行することができた。この著作のなかでとくに強く主張したのは、社会福祉が、労働問題対策としての社会政策の、補充策ではあっても代替策であってはならないという点である。現在、障害者その他の就業困難者に対する「就労支援」施策が、社会福祉の中心のひとつとなっている。しかしこの「社会福祉としての就労支援」は十分な効果を上げていない。このことは、就労支援施策は本来雇用対策であり、最終的生活問題対策としての社会福祉が担うことができない課題であることによるのではないか、という仮説を、この著作によって一定程度検証できたと考えているが、刊行後も検証を継続している。

マイノリティ間のコンフリクトと新たな関係性構築の可能性

新矢 麻紀子(教養部)

報告者は、ニューカマー外国人に対する日本語教育を中心として、日本におけるマイノリティへの言語教育支援のあり方について人権的視点から研究を続けているが、2011 年度においては、2010 年に引き続き、ニューカマーの識字問題とその教育支援に着目して研究を進めた。

日本での識字問題と言えば、被差別部落出身者やオールドカマーと呼ばれる在日コリアンに高い割合で非識字者が存在してきたことが想起されるが、それと同様の現象がニューカマーにも生じていることが、最近のいくつかの報告から顕在化してきている。報告者らの調査からも、結婚や労働を目的として来日したいいわゆる「生活者としての外国人」は、日常生活を営むなかで会話レベルの口頭言語は自然習得で身につけており、数年以上の滞日経験があればかなり流暢に話せ、日常生活言語については問題がない場合が多いことがわかった。しかしその一方、文字言語およびバーンステインが言うところの精密コード—すなわち、論理的・抽象的・客観的に事象を説明する言語コード—を習得できている者はひじょうに稀であった。さらに、「生活者としての外国人」は、仕事や家族の世話などで日本語教室に通う時間を捻出することが難しい、日本語教室に通うことが生活の中で後回しになってしまう、日本語教室に通いたい近くに教室がない、などの理由でフォーマルな日本語学習の機会から疎外されている実態が浮かび上がった。これらの調査結果を分析すると、文字の読み書きや精密コードの習得は自然習得が可能な口頭言語とは異なり、意図的・計画的な学習が必要であることが示された。しかしながら、現在の日本においては、「生活者としての外国人」に対し、これらの学習を公的に保障する制度や施策が整っていないため、貧困や疎外状況にある外国人ほど日本語学習の機会から排除され、その結果、読み書き能力の不足等によって職業選択の自由が奪われ、貧困のサイクルが繰り返されている。これは、被差別部落出身者や在日コリアンというマイノリティに生じた識字問題と全く同様の課題である。さらには、韓国を訪問して実施した調査からも、同様の課題が韓国における移民において生じていることが明らかになった。

これらに関する研究成果は、「識字・日本語教室における理念の継承と再構築のあり方—大阪府の先駆的な二つの事例から—」(『部落解放研究』No.192、16-26 頁、部落解放・人権研究所)、「韓国における移民関連施策および支援状況に関する実態調査報告(4)」(『大阪産業大学論集 人文・社会科学編』13 号、115-140 頁、大阪産業大学)『地域の日本語教育における識字指導の重要性と今後の課題—日本語学習支援に関する実態調査からみえてきたこと』(日本語教育学会 2011 年度秋季大会パネルセッション)等にて報告を行っている。

<研究成果>

○著書(報告書)

1. 日本語教育保障法研究会(2012)『「日本語教育保障法」に向けた理論的・実証的研究—言語教育学と公法学の視点から— 科研費研究成果報告書:国内・海外における外国人及び移民関連施策調査のまとめ』(平成 21-23 年度科学研究費補助金(基盤研究 B)課題番号 21320097、研究代表者:新矢麻紀子)、大阪産業大学、2012 年 3 月

○論文

1. 新矢麻紀子(2011)「識字・日本語教室における理念の継承と再構築のあり方—大阪府の先駆的な二つの事例から—」『部落解放研究』No.192、16-26 頁、部落解放・人権研究所、2011 年 7 月
2. 新矢麻紀子(2011)「『ニューカマーに対する日本語教育保障法案の創出をめぐる言語教育学・公法学的研究』〈日本語教育保障法研究会〉序論より ニューカマーの第二言語学習権を保障する言語教育学・公法学的アプローチ (特集 識字・日本語学習の課題) — (日本語教育保障法案)」『解放教育』41(9)、50-59 頁、明治図書出版、2011 年 8 月 31 日
3. 新矢麻紀子・山田泉・春原憲一郎(2011)「韓国における移民関連施策および支援状況に関する実態調査報告(4)」『大阪産業大学論集 人文・社会科学編』13 号、115-140 頁、大阪産業大学、2011 年 10 月

○学会発表

1. 佐藤潤一・新矢麻紀子・楠木理香(2011)『言語政策と人権—オーストラリアの言語政策が示唆するもの』(panel session) The Japanese Studies Association of Australia (JSAA)(University of Melbourne)、メルボルン大学、2011 年 7 月 6 日
2. 多文化共生社会における日本語教育研究会(2011)『日本語教育の公的保障と教育支援システムを考える』(シンポジウム企画および進行)、多文化共生社会における日本語教育研究会 2011 年度(第8回)研究会、大阪産業大学梅田サテライト教室、2011 年 9 月 25 日
3. 野山広・向井留実子・御館久里恵・新矢麻紀子・岩槻知也(2011)『地域の日本語教育における識字指導の重要性と今後の課題—日本語学習支援に関する実態調査からみえてきたこと』(パネルセッション)、2011 年度日本語教育学会秋季大会、米子コンベンションセンター、2011 年 10 月 8 日
4. 日本語教育保障法研究会(2012)『日本語教育保障法再考—韓国との比較検討をとおして—』(ラウンドテーブル) 日本語教育保障法研究会による科学研究費補助金研究公開研究会、大阪産業大学梅田サテライト教室、2012 年 3 月 28 日